

新型コロナウイルス感染症対策について（第四十八号）

～ 市施設の利用制限の一部緩和 ～

令和5年2月15日
天理市
天理市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、今般、市の施設の利用に係る原則の見直しを行いました。

なお、今後、マスク着用にかかる政府方針の変更や感染症法上の位置づけの変更等に応じ、利用制限の内容等は適宜見直して参ります。

記

1 施設の利用に係る原則

市の施設の利用については、次に掲げる事項を原則とし、利用申込み時に活動内容等に基づき可否を検討するものとする。

(1) 利用人数の上限

収容定員の100%

※ 大声の発生の有無は問わない。

※ 収容定員について、会議室等定員の明確ではない場所においては、人と人が触れ合わない程度の間隔を保持できる人数とする。

(2) 飲食制限の一部解除

以下の対策を実施した上で飲食を可能とする。

ア 基本的な感染対策

三つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、換気等

イ 飲食時の感染対策（上記アの対策に併せて）

飲食専用場所の設定、食事中以外のマスク着用等

(3) 感染防止策の遵守

施設の利用に当たっては、別紙の基本的感染防止策を遵守することについて同意（書面）を得た場合に許可するものとする。

なお、別紙の基本的対策に加え、施設ごとに遵守すべき対策を定めることも可とし、その場合は、当該施設が別に定める書面により同意を得るものとする。

2 施設ごとの開館状況等

施設ごとの開館状況、利用基準等は、「市施設の開館状況一覧表」をご確認ください。

なお、市文化センターについては、現在、本市のワクチン集団接種会場として使用のため、図書館業務を除き、すべての貸館を令和5年3月末まで休止します（ワクチンの接種状況等により、休止期間を延長する可能性もあります。）。

各施設を利用する際の詳細については、各施設に直接お問い合わせください。

3 市民の皆さまへのお願い

下記の点について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 感染再拡大防止のため、基本的な感染対策（三つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、換気等）を継続していくことが重要です。
- (2) 感染者の判明に伴い、濃厚接触者となったことにより、また、学校において休校等の措置が取られた等により自宅待機となった場合などにおいては、待機としている意味をよくご理解していただき、不要不急の外出等をお控えください。
- (3) マスクについて、現時点では、発声する場合などに特に着用をお願いしていますが、3月13日以降は、政府対策本部の決定により、着用は原則として個人の判断に委ねられることになります。

その際には、改めて市の方針をお知らせいたします。

以上

別紙

遵守すべき基本的感染防止策（各施設共通事項）兼同意書

- 1 利用人数を守ること。
- 2 発熱（体温が37.5度以上がある状態）、咳等の症状がある場合は利用を控える。また、利用前に代表者、主催者等により、利用者に対して検温を行うこと。
- 3 施設利用前後に手指の消毒を行うこと。
- 4 会話や発声等する際にはマスクを着用すること（健康上の特段の理由により、マスクの着用が難しい場合を除く。）。
※ 健康上の特段の理由
 - ① 呼吸困難や呼吸による胸や背中の痛みを伴う場合
 - ② かぶれ、腫れ、痛みなど、外的な刺激を伴う場合
 - ③ 圧迫感、不安感、パニックに陥るなど、精神的な苦痛、感覺異常や神経過敏を伴う場合 等
- 5 施設内（屋内）で飲食する場合は、以下の方法により感染防止対策をとること。
 - (1) 可能な限り、同一方向を向いて食事すること。
 - (2) 同一方向を向くことが困難な場合には、パーティション等を活用すること。
- 6 人と人が触れ合わない程度の間隔を厳守すること。
- 7 屋内施設については、原則として常時、部屋の換気を行うこと。
常時換気ができない場合は、定期的（30分に1回（5分）以上）に換気を行うこと。
- 8 代表者は、利用者全員の連絡先を把握しておくこと（屋外イベント等で不特定多数の利用が見込まれる場合は、利用人数を守ることを前提とし、不要とする。）。
- 9 その他、施設管理者の指示に従うこと。
- 10 上記1～9の対策について、遵守されない場合は、利用を中断する場合があること。

上記の感染防止対策について理解し、遵守したうえで施設を利用します。

令和 年 月 日

利用者（団体）名	
代表者(担当者)名 及び 連絡先	